

令和4年度

定例監査結果報告書

財政援助団体等監査結果報告書

令和5年2月

中央区監査委員

目 次

定例監査結果報告書

第1	各部課及び学校等監査	1
第2	重点事項に関する監査	2
第3	工事監査	3
第4	監査のまとめ	6
別表1	令和4年度各部課及び学校等監査実施日程	8
別表2	令和4年度区施設の視察実施日程	10

財政援助団体等監査結果報告書

第1	監査実施期間	11
第2	監査の対象及び範囲	11
第3	監査の方法及び観点	12
第4	対象団体等の概要と監査の結果	13
第5	監査のまとめ	23
別表	令和4年度財政援助団体等監査実施日程	24

令和4年度

定例監査結果報告書

写

4中監第185号

令和5年2月17日

中央区長
中央区議会議長
中央区教育委員会教育長
中央区選挙管理委員会委員長
中央区監査委員

様

中央区監査委員 守本利雄

同 吉田寛

同 磯野忠

令和4年度定例監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した令和4年度定例監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨通知してください。

また、今回の監査に際し、原田賢一前監査委員は令和4年5月31日まで関与し、磯野忠監査委員は令和4年6月1日から関与しました。

第1 各部課及び学校等監査

1 監査実施期間

令和4年4月13日から令和5年2月17日まで

監査委員による監査及び監査事務局による個別の監査実施日程は、別表1(P8)のとおりです。

また、区施設の視察を行いました。実施日程は、別表2(P10)のとおりです。

2 監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境土木部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局、区立小学校・中学校・幼稚園

3 監査の範囲、方法及び観点

(1) 範囲

令和3年度における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行状況について実施しました。

併せて文書取扱、公印管理等についても監査範囲としました。

(2) 方法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた財務諸表、歳入・歳出執行概要等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等を点検・照合するとともに、必要に応じて実地調査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(3) 主たる観点

地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化)の規定にのっとり、各事務事業が執行されているかを基本として以下の点を踏まえるとともに、事業目的に対する効果の状況や事業執行の効率性など、行政監査の視点も加味して監査を行いました。

ア 予算の執行について

- (ア) 収入は適正に確保されているか。
- (イ) 支出は効果的に行われているか。
- (ウ) 会計処理は法規適正であるか。

イ 契約検収事務について

- (ア) 違法又は不当な契約を締結していないか。
- (イ) 契約の方法は適正になされているか。
- (ウ) 契約は確実に履行されているか。
- (エ) 検収は的確になされているか。

ウ 財産の管理について

- (ア) 公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。
- (イ) 物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。
- (ウ) 債権の管理は適正に行われているか。
- (エ) 基金の管理は適正に行われているか。

4 監査の結果

事務事業の執行に当たっては、おおむね適正に行われており、所期の成果を挙げているものと認められましたが、事務処理に関する軽微な誤りや注意を要する事例が見受けられたため、職場内で十分点検を行い、適切に事務処理を行ってください。

第2 重点事項に関する監査

本年度の定例監査では、「備品の適正な管理について」を重点事項として、供用備品現在高調書(以下「現在高調書」という。)の記載内容と現物が一致するか調査を行いました。

1 対 象

令和3年度末現在の現在高調書に記載されているすべての備品(指定管理者運営施設、学校・幼稚園、保育園等を含む。)

2 方 法

各所属において対象となるすべての備品について調査を行い、その結果を報告する。なお、必要に応じて聞き取り調査を行う。

3 結 果

令和3年度末現在の現在高調書に記載されている備品の総数は20,548件でしたが、このうち各所属の調査開始日までに不用品に組み替えた559件を除く19,989件について報告がありました。

監査の結果、現在高調書と一致していた備品は18,522件でしたが、1,467件については廃棄済み、または不用であるにもかかわらず適正な措置が講じられていませんでした。部局別では、企画部72件、総務部80件、区民部112件(指定管理者施設65件を含む。)、福祉保健部135件(指定管理者施設5件を含む。)、環境土木部53件、教育委員会事務局1,005件(学校・幼稚園709件を含む。)、選挙管理委員会事務局10件が、本来は不用品組替え等の手続きを行うべきものが未処理となっていました。

物品管理規則では、毎年度末に現在高調書を作成し出納機関に送付することが定められており、この際にはあわせて備品の状況等を確認する必要があります。

す。今後は適正な管理を行ってください。

第3 工事監査

1 監査実施期日

(1) 事務局による監査

令和4年11月1日～令和5年1月11日

(2) 監査委員による監査及び工事現場の現地調査

ア 土木工事 令和5年2月2日

イ 営繕工事 令和5年2月1日

2 監査の対象とした工事及び概要

(1) 土木工事

① 橋梁長寿命化修繕工事(千代橋)【環境土木部 道路課】

ア 所在地 中央区築地五丁目3番先～銀座七丁目18番先

イ 橋 長 35.635m

ウ 幅 員 27.0m

エ 工 期 令和4年8月29日～令和5年3月29日

オ 請負金額 60,500,000円

カ 出来高 60.0%(R4.12月末現在)



▲コンクリート工施工前



▲コンクリート工施工後

② 水辺環境の整備(朝潮運河護岸上部(晴海一丁目東側))

【環境土木部 水とみどりの課】

ア 所在地 中央区晴海一丁目1番先～晴海一丁目2番先

イ 整備面積 2,757.46㎡

ウ 期 間 (設 計) 令和元年6月4日～令和2年3月31日

(施 工) 令和3年10月15日～令和4年10月31日

エ 請負金額 (設 計) 13,750,000円

(施 工) 291,500,000円

(計) 305,250,000円

オ 出来高 100%(完了)



▲施工前



▲施工後

(2) 営繕工事

晴海地域交流センターの整備(温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」の
リニューアル工事) 【都市整備部 営繕課】

ア 所在地 中央区晴海五丁目2番3号

イ 施設概要 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)
地上4階・地下1階 延面積 8,807.39㎡

ウ 期間 (設 計) 平成31年4月1日～令和3年3月25日
(工事監理) 令和3年10月15日～令和5年9月29日
(建築工事) 令和3年10月15日～令和5年9月29日
(機械設備工事) 令和3年10月15日～令和5年7月31日
(電気設備工事) 令和3年10月15日～令和5年9月29日
(昇降機設備工事) 令和4年1月26日～令和5年7月31日

エ 請負金額 (設 計) 214,995,000円
(工事監理) 111,276,000円
(建築工事) 1,501,540,700円
(機械設備工事) 1,245,805,000円
(電気設備工事) 851,686,000円
(昇降機設備工事) 38,236,000円
(計) 3,963,538,700円

オ 出来高 (設 計) 100%(完了)
(工事監理) 83.96%(R4.12月末現在)
(建築工事※1) 13.03%(R4.12月末現在)
(機械設備工事) 66.60%(R4.12月末現在)
(電気設備工事※2) 57.29%(R4.12月末現在)
(昇降機設備工事) 0%(R4.12月末現在)

※1 建築・貫通通路工事 10.00%(R4.12月末現在)

※2 電気・貫通通路工事 0% (R4.12月末現在)



▲1階ホール(令和3年10月現在)



▲1階ホール(令和5年1月現在)

3 監査方法

設計図書、起工書、契約関係書類、工事記録簿・写真等の書類審査、工事現場の現地調査、所管部局の関係職員や施工業者からの説明の聴取等を行いました。

なお、事務局による監査は、技術系職員(兼務発令)により実施しました。



▲書類審査(土木工事)



▲現地調査(管繕工事)

4 監査の結果

監査対象のいずれの工事についても、過大な設計や積算及び不適切な施工は認められなかったほか、契約等の事務手続についてもおおむね適正に行われており、是正・改善を要する事例はありませんでした。

千代橋の橋梁長寿命化修繕工事に関しては、建設から既に96年が経過しており、今後もコンクリートや鋼材の劣化、さらには首都高速道路上にあることから、引き続き定期的な橋梁健全度調査を実施し、損傷が軽微なうちに適正な対処をしてください。また、今後首都高速道路の大規模な更新計画等が予定されていることから、その際は橋の歴史的価値の保存とともに、架替えも視野に入れ検討することを要望します。

水辺環境の整備は、東京都が行う護岸の耐震工事にあわせて区が親水公園として整備するものですが、護岸上部には荷重制限があることから、公園を維持管理していく際は工事車両の重量等について施工基準を設け、継承していくことが重要です。施工に関しては、既存樹木を活用したベンチを設置したり、照

明の光が近隣住民に影響を与えないようスポットライト式の照明を採用するなどの工夫が見られますが、今後の高齢者人口の増加を見据えて、車いすの脱輪防止策などより一層バリアフリーに配慮した整備をお願いします。また、引き続き朝潮運河を中心に同様の耐震工事が予定されていますが、今回整備した晴海一丁目東側の遊歩道と連続した水辺の回遊性を高め、誰もが快適に水辺散策を楽しめるよう環境整備に努めてください。

次に、晴海地域交流センターの整備は、開設から約20年が経過した温浴施設「ほっとプラザはるみ」を、今後急激に人口が増加する晴海地域のコミュニティの核として、さまざまな世代に対応した多目的・多機能なサービスを提供する施設にリニューアルするものです。設計に際しては、地域主体の活動を生み出す施設となるよう町会や地域団体等が参加するワークショップを開催しており、また、清掃工場の廃熱利用や省エネルギー機器の導入、遮熱性塗装や複層ガラスの採用など環境に配慮している点は評価します。さらに、構造面ではレイアウト変更に伴う構造計算を行い耐震壁等の必要な補強がされており、工事金額の積算に関しては、標準単価表に記載のないものは原則として三者以上の見積もりを徴しているなど適正な対応がとられていました。

一方で、出来高については、併設している晴海事業所(清掃車車庫)の施設利用にあたり、想定以上に作業時間に制約があったことや、事前の現地調査では把握しきれなかった図面との相違があったことなどにより、令和4年11月末現在では予定を下回っていましたが、現在は関係者と協議のうえ、施設の完成に遅れが生じないよう工程が修正されています。今後は、特に居ながら工事では騒音、振動の影響を可能な限り予測したうえで工程に反映させ、また、既存施設の事前調査をより詳細に行うよう要望します。

引き続き、区、施工者、監理者で綿密な連携を図り、しゅん功まで適切な工事の実施に努めてください。

第4 監査のまとめ

本年度の定例監査は、令和3年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本に、法令等に従い適正に事務事業が行われていることの確認はもとより、経済性や公平性の面から公正かつ厳正に監査を実施するとともに、事業目的・成果に対する達成度や事業執行の効率性など、行政監査の視点も加味して行いました。

事務処理については、今回の監査においても決裁や契約事務等に関して、根拠規定の理解不足や不注意などに起因すると考えられる軽微な誤りが散見され

るとともに、これまで適正に処理が行われていた所管課において、新たな誤りが生じている事例も見受けられました。

事務処理にあたっては、職員一人一人が前例踏襲によることなく根拠や手順を十分確認するとともに、職場内での複数職員による点検など組織的な取組を行い、適正な事務処理に努めてください。また、今後は国の自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の動向をはじめ、デジタル技術の活用や行政手続きのオンライン化等が進むことから、業務プロセスの再確認や時間管理意識の向上など、区民ニーズに即した合理的・効率的な業務の見直しが求められます。管理監督者は、職員が業務内容や執行過程を十分理解し、適正な事務処理や業務見直しが行われるよう指導・監督してください。

今年度の重点事項として、備品の適正な管理について調査を実施しました。事務上のリスク要因の抽出を目的とする本調査では、複数の所属で物品管理規則による手続きが未処理となっていました。こうしたリスク管理への対応をはじめ、適正な事務の遂行につなげるためのプロセスとなる内部統制の導入は、行政の可視化や透明性のより一層の充実を図ることが期待できます。区民への説明責任の観点からも内部統制を導入されることを引き続き要望します。

令和3年度においては、長引く新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止や経済対策などの各種事業の充実・強化が図られるとともに、晴海地区の人口増加に対応するため、公共施設の用地取得など計画的な取組が行われました。今日、新型コロナワクチンの接種やマスク着用などの継続した取組により、社会経済活動の正常化は進展しつつありますが、海外景気の減速懸念や物価高騰など不透明な社会情勢が続いており、企業収益の悪化による影響が危惧されます。また、令和6年春には晴海地区に新たなまちが形成されるなど区を取り巻く環境は大きく変容し、行政需要はますます拡大・多様化していくものと予測され、本区の財政運営はこれまで以上に厳しくなることが見込まれます。

事務事業の執行にあたっては、受益者負担の適正化をはじめ、限られた財源や既存の資源をより一層有効に活用することを基本とし、多様な区民ニーズに的確かつ柔軟に応えるとともに、基本構想に掲げた本区将来像の実現に向け、各種施策を推進されることを希望します。

(別表 1)

令和4年度各部課及び学校等監査実施日程

対象課等		監査委員監査	事務局監査	
企画部	政策企画課	令和4年10月26日(水)	令和4年4月26日(火)	
	財政課	令和4年10月26日(水)	令和4年4月26日(火)	
	広報課	令和4年10月26日(水)	令和4年4月28日(木)	
	情報システム課	令和4年10月27日(木)	令和4年4月28日(木)	
総務部	秘書室	令和4年10月27日(木)	令和4年5月11日(水)	
	総務課	令和4年10月27日(木)	令和4年5月11日(水)	
	男女共同参画係		令和4年6月7日(火)	
	職員課	令和4年10月27日(木)	令和4年5月9日(月)	
	経理課	令和4年10月31日(月)	令和4年5月11日(水)	
	税務課	令和4年10月31日(月)	令和4年5月9日(月)	
	防災危機管理室	危機管理課	令和4年10月31日(月)	令和4年5月12日(木)
		防災課	令和4年11月1日(火)	令和4年5月12日(木)
区民部	区民生活課	令和4年11月1日(火)	令和4年5月16日(月)	
	調査統計係		令和4年4月28日(木)	
	地域振興課	令和4年11月1日(火)	令和4年5月20日(金)	
	文化・生涯学習課	令和4年11月2日(水)	令和4年5月18日(水)	
	スポーツ課	令和4年11月2日(水)	令和4年5月18日(水)	
	商工観光課	令和4年11月2日(水)	令和4年5月20日(金)	
	日本橋特別出張所	令和4年11月7日(月)	令和4年5月16日(月)	
	月島特別出張所	令和4年11月7日(月)	令和4年5月23日(月)	
福祉保健部	管理課	令和4年11月7日(月)	令和4年5月24日(火)	
	子育て支援課	令和4年11月9日(水)	令和4年5月24日(火)	
	保育課	令和4年11月9日(水)	令和4年5月27日(金)	
	生活支援課	令和4年11月7日(月)	令和4年5月27日(金)	
	障害者福祉課	令和4年11月9日(水)	令和4年5月30日(月)	
	保険年金課	令和4年11月10日(木)	令和4年5月30日(月)	
	子ども家庭支援センター	令和4年11月10日(木)	令和4年6月3日(金)	
築地児童館		令和4年6月7日(火)		

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査	
高齢者施策 推進室	福祉センター	令和 4年11月10日(木)	令和 4年 6月 7日(火)	
	子ども発達支援 センター	令和 4年11月10日(木)	令和 4年 6月 7日(火)	
	高齢者福祉課	令和 4年11月14日(月)	令和 4年 6月 2日(木)	
	介護保険課	令和 4年11月14日(月)	令和 4年 6月 2日(木)	
	中央区保健所	生活衛生課	令和 4年11月14日(月)	令和 4年 6月 3日(金)
		健康推進課	令和 4年12月 5日(月)	令和 4年 6月 8日(水)
		日本橋保健 センター	令和 4年12月 5日(月)	
月島保健センター		令和 4年12月 5日(月)	令和 4年 6月 8日(水)	
環 境 土 木 部	管理調整課	令和 4年12月 5日(月)	令和 4年 6月 9日(木)	
	交 通 課	令和 4年12月 5日(月)	令和 4年 6月16日(木)	
	環 境 課	令和 4年12月 7日(水)	令和 4年 6月 9日(木)	
	水とみどりの課	令和 4年12月 7日(水)	令和 4年 6月13日(月)	
	道 路 課	令和 4年12月 8日(木)	令和 4年 6月13日(月)	
	中央清掃事務所	令和 4年12月 7日(水)	令和 4年 6月15日(水)	
	晴海事業所		令和 4年 6月15日(水)	
都 市 整 備 部	都市計画課	令和 4年12月 8日(木)	令和 4年 4月18日(月)	
	地域整備課	令和 4年12月 8日(木)	令和 4年 4月18日(月)	
	住 宅 課	令和 4年12月12日(月)	令和 4年 4月20日(水)	
	建 築 課	令和 4年12月12日(月)	令和 4年 4月20日(水)	
	営 繕 課	令和 4年12月12日(月)	令和 4年 4月18日(月)	
	都市活性 プロジェクト 推進室	都心再生推進課	令和 4年12月 8日(木)	
		基盤事業調整課	令和 4年12月 8日(木)	
会 計 室		令和 4年12月21日(水)	令和 4年 4月14日(木)	
教育委員会 事務局	庶 務 課	令和 4年12月14日(水)	令和 4年 4月21日(木)	
	学 務 課	令和 4年12月14日(水)	令和 4年 4月21日(木)	
	学校施設課	令和 4年12月15日(木)	令和 4年 4月25日(月)	
	指 導 室	令和 4年12月15日(木)	令和 4年 4月25日(月)	
	特別支援教育係		令和 4年 5月23日(月)	
	図書文化財課	令和 4年12月15日(木)	令和 4年 4月26日(火)	
	郷土天文館		令和 4年 5月23日(月)	

対 象 課 等	監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
城東小学校		令和 4年11月21日(月)
明石小学校		令和 4年11月22日(火)
明石幼稚園		令和 4年11月22日(火)
京橋築地小学校		令和 4年11月28日(月)
京橋朝海幼稚園		令和 4年11月28日(月)
日本橋小学校		令和 4年11月24日(木)
日本橋幼稚園		令和 4年11月24日(木)
阪本小学校		令和 4年11月21日(月)
佃島小学校		令和 4年11月28日(月)
月島幼稚園		令和 4年11月28日(月)
月島第三小学校		令和 4年11月21日(月)
晴海幼稚園		令和 4年11月21日(月)
豊海小学校		令和 4年12月 1日(木)
豊海幼稚園		令和 4年12月 1日(木)
佃中学校		令和 4年11月29日(火)
晴海中学校		令和 4年12月 1日(木)
選挙管理委員会事務局	令和 4年12月21日(水)	令和 4年 4月14日(木)
監 査 事 務 局	令和 4年10月24日(月)	令和 4年 4月13日(水)
区 議 会 議 会 局	令和 4年12月21日(水)	令和 4年 4月13日(水)

(別 表 2)

令 和 4 年 度 区 施 設 の 視 察 実 施 日 程

城東小学校	令和 4年 7月27日(水)
本の森ちゅうおう	令和 4年11月16日(水)

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

写

4中監第186号

令和5年2月17日

中央区長
中央区議会議長
中央区教育委員会教育長
中央区選挙管理委員会委員長
中央区監査委員

様

中央区監査委員 守本利雄

同 吉田寛

同 磯野忠

令和4年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項の規定に基づき実施した令和4年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨通知してください。

第1 監査実施期間

令和4年8月23日から令和5年2月17日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表(P24)のとおりです。

第2 監査の対象及び範囲

補助金の交付を行っている団体(財政援助団体)、指定管理者のうち、次の12件を対象としました。

令和3年度における事務事業の執行について、財政援助団体は補助対象の事務を、指定管理者は施設の管理運営に係る事務を、それぞれ監査の範囲として実地により行いました。

1 財政援助団体

- (1) 中央区職員互助会
- (2) 中央区体育協会
- (3) 中央区商店街連合会
- (4) 中央区工業団体連合会
- (5) 一般社団法人 中央区観光協会

2 対象施設及び指定管理者

- (1) 伊豆高原荘
株式会社 伊豆急コミュニティー
- (2) 区民館(京橋地域)
スターツファシリティサービス 株式会社
- (3) 区民館(日本橋地域)
日本メックス 株式会社
- (4) 晴海こども園
ライクアカデミー 株式会社(*)
- (5) 晴海児童館
ライクアカデミー 株式会社(*)
- (6) 特別養護老人ホーム等「マイホーム新川」
社会福祉法人 賛育会
- (7) 特別養護老人ホーム等「マイホームはるみ」
社会福祉法人 奉優会

(*) 監査実施時の社名は、ライクキッズ株式会社(令和4年5月変更)
本文中は協定締結時の社名を記載しています。

第3 監査の方法及び観点

1 方法

(1) 財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、財務報告書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに、関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(2) 指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支報告書、事業報告書、利用実績、管理する備品一覧、協定書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(3) 所管部課

所管部課が保管する関係書類等と財政援助団体等から提出された監査資料を点検・照合するとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

2 主たる観点

(1) 財政援助団体

ア 事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。

イ 補助金に係る会計処理は適正になされているか。

ウ 補助条件は適切に履行されているか。

(2) 指定管理者

ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。

イ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。

ウ 施設管理業務の実施状況は適切か。

エ 施設の利用状況は十分か。

オ 基本協定書や事業計画書等に沿って各種事業が適切に実施されているか。

(3) 所管部課

ア 財政援助団体への補助については補助金の算定、補助条件その他補助に関する内容は適正妥当であるか。

イ 指定管理者制度を導入した目的・趣旨に沿って指導監督しているか。

第4 対象団体等の概要と監査の結果

1 中央区職員互助会

(1) 団体の概要

所在地 中央区築地一丁目1番1号

設立目的 中央区職員の福利厚生を増進を図ることを目的としています。

主な事業

- ・ 給付事業（各種見舞金等）
- ・ 福利事業（職員食堂等）
- ・ 貸付事業（生計資金貸付等）
- ・ 厚生事業（カフェテリアプラン利用助成金等）
- ・ 文化・体育事業（職員文化祭補助等）

(2) 所管部課

総務部 職員課

(3) 補助金

区は、上記団体に対し、事業の運営に要する費用として、令和3年度は26,790,209円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

区からの補助金は、中央区職員互助会条例施行規則に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

2 中央区体育協会

(1) 団体の概要

所在地 中央区築地一丁目1番1号

設立目的 区民の体位向上並びにスポーツ精神の涵養につとめ、併せて体育運動に関する諸団体相互の連絡融和を図ることを目的としています。

主な事業

- ・ 体育大会、講習会、その他体育レクリエーション活動に関する各種事業の実施及び援助をすること
- ・ 体育運動に関し、中央区並びに日本スポーツ協会、東京都体育協会その他の機関に意見を述べ、あるいはその施策に協力すること
- ・ 体育運動の宣伝、啓発、指導及び奨励に関すること
- ・ 体育指導者の養成並びに指導に関すること
- ・ 加盟団体の強化、発展に関すること

- ・ スポーツ少年団の育成に関すること
- ・ 本協会の目的を達成するための必要な事業を行うこと

(2) 所管部課

区民部 スポーツ課

(3) 補助金

区は、上記団体に対し、事業の運営に要する費用として、令和3年度は28,313,249円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

区からの補助金は、中央区体育協会規約に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

3 中央区商店街連合会

(1) 団体の概要

所在地 中央区銀座一丁目25番3号

設立目的 中央区内に組織された商店街の連合体であって、商店街の緊密なる連絡と親睦を図り、商店街の健全なる発達により商業振興に寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ 会員相互間並びに関係団体官公庁との連絡
- ・ 商店街共通の重要問題の解決
- ・ 商店街繁栄に必要な各種施設の調査研究
- ・ 商店街に必要な共同事業及び金融・税務・経営に関する対策

(2) 所管部課

区民部 商工観光課

(3) 補助金

区は、上記団体に対し、事業の運営に要する費用として、令和3年度は7,364,542円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

区からの補助金は、中央区商店街連合会会則に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

4 中央区工業団体連合会

(1) 団体の概要

所在地 中央区銀座一丁目25番3号

設立目的 中央区内の各工業団体が連合し、団体相互の緊密なる連絡と

親睦を深め企業経営の健全なる発展を図ることにより、区内の工業振興に寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ 会員相互間並びに関係団体官公庁との連絡及び協力
- ・ 企業の利益増強に関する各種方策の調査並びに研究
- ・ 工業経営諸般の研究、講習、講演会及び見学会の開催
- ・ 企業に必要な共同事業及び金融、税務、経営に関する対策
- ・ 工業団体功労者及び勤続優良従業員の表彰事業

(2) 所管部課

区民部 商工観光課

(3) 補助金

区は、上記団体に対し、事業の運営に要する費用として、令和3年度は10,166,312円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

区からの補助金は、中央区工業団体連合会会則に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

5 一般社団法人 中央区観光協会

(1) 団体の概要

所在地 中央区銀座一丁目25番3号

設立目的 中央区内に豊富にある観光資源を活かし、観光事業の振興を図ることにより、中央区の魅力を高め、地域の活性化と誇りと愛着をもてる街づくりに寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ 観光に関する情報の収集及び発信
- ・ 観光イベントの開催
- ・ 観光振興に関する活動をしている団体・個人及び観光行政との連携・協力
- ・ 観光に関する調査・研究・企画
- ・ 観光商品の開発促進・宣伝・販売
- ・ 観光関連施設の管理運営

(2) 所管部課

区民部 商工観光課

(3) 補助金

区は、上記団体に対し、事業の運営に要する費用として、令和3年度は

103,884,883円の補助金を交付しています。

(4) 監査結果

区からの補助金は、中央区観光協会定款に基づき、補助の目的に沿って
おおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと
認められました。

6 伊豆高原荘

(1) 施設の概要

所在地 静岡県伊東市八幡野1283番地36
延床面積 1,940.94㎡
主な施設 客室(16室)、食堂、男女浴室、家族風呂、カラオケ室
設置目的 区民の健康増進に寄与し、その福祉の向上を図ることを目
的としています。

(2) 所管部課

区民部 地域振興課

(3) 指定管理者

株式会社 伊豆急コミュニティー
静岡県伊東市八幡野1151番地

(4) 指定期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、上記指定管理者に対し、中央区立伊豆高原荘の管理に関する基本
協定書(平成30年4月1日付け締結)等に基づき、令和3年度は75,856,666
円の指定管理料を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、利用料金は指定管理者の収入
となっています。

(6) 監査の結果

区からの指定管理料は基本協定書等に基づき、おおむね適切に執行され、
会計も適正に処理されているものと認められました。

7 区民館(京橋地域)

(1) 施設の概要

公共の利便に資することを目的として、京橋地域には7施設が設置され
ています。

ア 京橋区民館

所在地 中央区京橋二丁目6番7号
延床面積 763.60㎡

主な施設 洋室 5 室 (定員48人、24人、18人、30人×2室)
和室 2 室 (定員30人、20人)

イ 京橋プラザ区民館

所在地 中央区銀座一丁目25番3号

延床面積 1,549.03㎡

主な施設 洋室 4 室 (定員42人、36人、18人×2室)
和室 1 室 (定員30人)
多目的ホール (全面240人、半面120人)

ウ 銀座区民館

所在地 中央区銀座四丁目13番17号

延床面積 494.80㎡

主な施設 洋室 3 室 (定員30人、15人×2室)
和室 1 室 (定員30人)

エ 新富区民館

所在地 中央区新富一丁目13番24号

延床面積 665.68㎡

主な施設 洋室 4 室 (定員25人、24人、36人×2室)
和室 2 室 (各室定員25人)

オ 明石町区民館

所在地 中央区明石町14番2号

延床面積 952.46㎡

主な施設 洋室 4 室 (定員36人×2室、30人×2室)
和室 2 室 (定員30人、25人)

カ 八丁堀区民館

所在地 中央区八丁堀四丁目13番12号

延床面積 531.72㎡

主な施設 洋室 3 室 (定員42人、24人、21人)
和室 1 室 (定員35人)

キ 新川区民館

所在地 中央区新川一丁目26番1号

延床面積 733.44㎡

主な施設 洋室 4 室 (定員55人、24人、18人、16人)
和室 4 室 (定員30人、25人、35人×2室)

(2) 所管部課

区民部 地域振興課

(3) 指定管理者

スターツファシリティサービス 株式会社

中央区日本橋三丁目1番8号

(4) 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、上記指定管理者に対し、中央区立区民館(京橋地域)の管理に関する基本協定書(令和3年4月1日付け締結)等に基づき、令和3年度は106,230,070円の指定管理料を支出しています。

なお、区民館使用料は24,858,610円であり、区の収入となっています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

8 区民館(日本橋地域)

(1) 施設の概要

公共の利便に資することを目的として、日本橋地域には5施設が設置されています。

ア 堀留町区民館

所在地 中央区日本橋堀留町一丁目1番1号

延床面積 988.36㎡

主な施設 洋室3室(定員24人、30人×2室)
和室2室(定員25人、15人)

イ 人形町区民館

所在地 中央区日本橋人形町二丁目14番5号

延床面積 579.74㎡

主な施設 洋室4室(定員24人、30人×3室)
和室2室(各室定員20人)

ウ 久松町区民館

所在地 中央区日本橋久松町1番2号

延床面積 443.03㎡

主な施設 洋室5室(定員30人、24人×2室、12人×2室)
和室1室(定員24人)

エ 浜町区民館

所在地 中央区日本橋浜町三丁目37番1号

延床面積 1,082.47㎡
主な施設 洋室4室（定員100人、36人、30人×2室）
和室3室（定員40人、35人、25人）

オ 新場橋区民館

所在地 中央区日本橋兜町11番9号
延床面積 390.92㎡
主な施設 洋室2室（定員24人、12人）
和室2室（定員20人、15人）

(2) 所管部課

区民部 地域振興課

(3) 指定管理者

日本メックス 株式会社
中央区入船三丁目6番3号

(4) 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、上記指定管理者に対し、中央区立区民館（日本橋地域）の管理に関する基本協定書（令和3年4月1日付け締結）等に基づき、令和3年度は69,569,581円の指定管理料を支出しています。

なお、区民館使用料は15,697,110円であり、区の収入となっています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

9 晴海こども園

(1) 施設の概要

所在地 中央区晴海二丁目4番31号
延床面積 1,654.46㎡
主な施設 保育室（7室）、遊戯室、園庭、子育て支援室、調理室
定員 長時間保育120人 短時間保育30人
設置目的 就学前の子どもに対して教育と保育を一体的に提供することを目的としています。

(2) 所管部課

福祉保健部 子育て支援課

(3) 指定管理者

ライクアカデミー 株式会社

渋谷区道玄坂一丁目12番1号

(4) 指定期間

平成24年12月1日から令和4年3月31日まで

(5) 指定管理料

区は、上記指定管理者に対し、中央区立晴海こども園の管理に関する基本協定書(平成24年12月1日付け締結)等に基づき、令和3年度は194,004,711円の指定管理料を支出しています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

10 晴海児童館

(1) 施設の概要

所在地 中央区晴海二丁目4番31号

延床面積 2,920.94㎡

主な施設 ホール、学童クラブ室(2室)、スタジオ(3室)、幼児室、
工作展示室、多目的室、図書室、パソコン室

設置目的 区内の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな
情操を育てることを目的としています。

(2) 所管部課

福祉保健部 子ども家庭支援センター

(3) 指定管理者

ライクアカデミー 株式会社

渋谷区道玄坂一丁目12番1号

(4) 指定期間

平成24年12月1日から令和4年3月31日まで

(5) 指定管理料

区は、上記指定管理者に対し、中央区立晴海児童館の管理に関する基本協定書(平成24年12月1日付け締結)等に基づき、令和3年度は131,165,594円の指定管理料を支出しています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

11 特別養護老人ホーム等「マイホーム新川」

(1) 施設の概要

所在地 中央区新川二丁目27番3号

延床面積 6,671.61㎡

ア 特別養護老人ホーム「マイホーム新川」

主な施設 居室(28室)、機能回復訓練室、食堂(3室)、
特殊浴室(2室)、機械浴室(3室)、ボランティア室、
医務室、歯科室

定員 入所定員 特養80人、短期入所生活介護8人

設置目的 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を
必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な
高齢者及び日常生活を営むのに支障がある高齢者を養護す
る者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受け
ることが一時的に困難となった高齢者を入所させ、養護を
行い、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的として
います。

イ 高齢者在宅サービスセンター「マイホーム新川」

主な施設 デイルーム(2室)、一般浴室、特殊浴室、
機能回復訓練室

定員 通所定員 一般型40人 認知症型12人

設置目的 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むの
に支障がある高齢者及びその者を現に養護する者に対し、
在宅生活を維持する上で必要なサービスを提供し、もって
高齢者及び養護者の福祉の増進を図ることを目的としてい
ます。

(2) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

(3) 指定管理者

社会福祉法人 賛育会

墨田区太平三丁目17番8号

(4) 指定期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、上記指定管理者に対し、中央区立特別養護老人ホームマイホーム
新川等の管理に関する基本協定書(令和3年4月1日付け締結)等に基づき、
令和3年度は79,144,905円の指定管理料を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、利用料金は指定管理者の収入
となっています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

12 特別養護老人ホーム等「マイホームはるみ」

(1) 施設の概要

所在地 中央区晴海一丁目5番1号

延床面積 7,325.31㎡

ア 特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」

主な施設 居室(34室)、機能訓練室(3室)、食堂(3室)、
機械浴室(3室)、多目的室(2室)、医務室、歯科室

定員 入所定員 特養106人、短期入所生活介護11人

設置目的 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な高齢者及び日常生活を営むのに支障がある高齢者を養護する者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった高齢者を入所させ、養護を行い、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

イ 高齢者在宅サービスセンター「マイホームはるみ」

主な施設 デイルーム(2室)、一般浴室、機械浴室、機能訓練室

定員 通所定員 一般型40人 認知症型12人

設置目的 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者及びその者を現に養護する者に対し、在宅生活を維持する上で必要なサービスを提供し、もって高齢者及び養護者の福祉の増進を図ることを目的としています。

(2) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

(3) 指定管理者

社会福祉法人 奉優会

世田谷区駒沢一丁目4番15号

(4) 指定期間

平成27年7月1日から令和7年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、上記指定管理者に対し、中央区立特別養護老人ホームマイホームはるみ等の管理に関する基本協定書(平成27年7月1日付け締結)等に基づ

き、令和3年度は46,725,944円の指定管理料を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、利用料金は指定管理者の収入となっています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

第5 監査のまとめ

本年度の財政援助団体等監査は、令和3年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本とし、特に指定管理者に関しては所管部課の監督が適切に行われているかといった点も含め監査を行いました。

財政援助団体については、区からの補助金の執行に関しおおむね適切に行われているものと認められました。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により各種体育大会や中央区観光大使選考会が引き続き中止されましたが、感染症対策を施しての事業開催やオンライン・動画配信による開催方法の変更、さらにはホームページやSNSの活用による情報発信の充実など、創意工夫により事業を推進された取組は評価します。今後とも、各団体においては社会情勢や利用者ニーズの変化等を機敏に把握し、区との連携をより一層深め、効率的・効果的な事業運営に当たってください。

指定管理者については、利用料金収入や指定管理料を活用し、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

特別養護老人ホームでは、感染症により対面での面会が制限される中、SNSを活用した利用者活動の紹介やオンライン面会の実施など、入所者やその家族に配慮された対応と評価します。

指定管理者制度は民間の能力を活かし効果的・効率的な施設の管理運営が期待されますが、所管部課においては施設の最終的な管理責任は区にあることを十分に認識した上で、施設の現状を把握し、区民サービスのさらなる充実と利用率の向上が図られるよう適切に指示・指導を行ってください。また、公費である指定管理料が適正かつ有効的に執行されているか、指定管理者に対する指導監督について一層充実・強化していくことを要望します。

(別 表)

令和4年度財政援助団体等監査実施日程

1 財政援助団体

団体名・所管部課	監査委員監査	事務局監査
中央区職員互助会 【総務部 職員課】	令和5年 1月18日(水)	令和5年 1月18日(水)
中央区体育協会 【区民部 スポーツ課】	令和5年 1月18日(水)	令和5年 1月18日(水)
中央区商店街連合会 【区民部 商工観光課】	令和5年 1月16日(月)	令和5年 1月16日(月)
中央区工業団体連合会 【区民部 商工観光課】	令和5年 1月16日(月)	令和5年 1月16日(月)
一般社団法人 中央区観光協会 【区民部 商工観光課】	令和5年 1月16日(月)	令和5年 1月16日(月)

2 指定管理者

指定管理者名・所管部課	指定管理施設	監査委員監査	事務局監査
株式会社 伊豆急コミュニティー 【区民部 地域振興課】	伊豆高原荘	令和4年 9月 8日(木)	令和4年 9月 8日(木) 令和4年 8月23日(火)
スターツファシリティーサービス 株式会社 【区民部 地域振興課】	区民館(京橋地域)	/	令和4年10月11日(火)
			令和4年10月 3日(月)
日本メックス 株式会社 【区民部 地域振興課】	区民館(日本橋地域)	/	令和4年10月11日(火)
			令和4年10月 3日(月)
ライクアカデミー 株式会社(*) 【福祉保健部 子育て支援課】	晴海こども園	/	令和4年10月13日(木)
			令和4年10月 3日(月)
ライクアカデミー 株式会社(*) 【福祉保健部 子ども家庭支援センター】	晴海児童館	令和5年 1月25日(水)	令和5年 1月25日(水)
			令和4年10月 4日(火)
社会福祉法人 賛育会 【福祉保健部 高齢者福祉課】	特別養護老人ホーム等 「マイホーム新川」	令和5年 1月25日(水)	令和5年 1月25日(水) 令和4年10月 5日(水)
社会福祉法人 奉優会 【福祉保健部 高齢者福祉課】	特別養護老人ホーム等 「マイホームはるみ」	令和5年 1月16日(月)	令和5年 1月16日(月) 令和4年10月 5日(水)

(*) 監査実施時の社名は、ライクキッズ株式会社(令和4年5月変更)

令和5年2月発行

刊行物登録番号
4-072

令和4年度
定例監査結果報告書
財政援助団体等監査結果報告書

編集・発行 中央区監査事務局
中央区築地一丁目1番1号
電話 03(3543)0211(代表)